

答 申

諮問第154号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表1に記載する公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った別表2の（2）に記載する非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年4月6日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、別表2の（1）及び（2）に記載する非開示決定を行い、平成27年4月21日付け総第04070005号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年5月11日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、別表2の（2）に記載する非開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人も〇〇〇〇〇〇〇〇も事業者であり、特定の個人の情報とはならないので、請求書通り開示すべきである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関

して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 異議申立人に係る情報は法人の情報であり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る情報は事業を営む個人の情報であるから、「作成又は取得していないため」ではなく、当初から存在はしない。
- (2) 判断に誤りがあれば、すぐに訂正をする等の適正な情報の開示を求める。
- (3) 法人は、情報公開請求はできない。異議申立人と事業者は同一人物である。異議申立人が被害者であることは、本件情報を特定する上において必要である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

提出された公文書開示請求書の記載内容から請求の対象は、諮問第125号における答申に関して、異議申立人と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が特定の個人であると審査会が判断した理由が分かる情報を求めていると考えた。そのうち、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、答申の中で記載はなく、そもそも開示請求内容を充足する情報は存在しないため、「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進

平成27年5月26日	○諮問（実施機関）
平成27年6月12日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年6月22日	○異議申立人からの意見書を受理
平成29年7月11日	○審議
平成29年9月4日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年9月25日	○審議
平成29年12月5日	○審議
平成29年12月19日	○審議
平成30年1月11日	○審議
平成30年2月14日	○審議

別表 1

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成27年4月6日	平成27年3月19日付け和情審第6号和歌山県情報公開審査会会長森口佳樹諮問第125号5頁14行目において「本件請求については事業を営む個人の情報ではなく、特定の個人の情報である。」としているが、異議申立人と〇〇〇〇〇〇〇〇が特定の個人であると判断した理由が分かる情報。(因みに、異議申立人は消防保安課産業保安班に提出した証拠資料記載の通り事業者である。)

別表 2

処分の内容

	処分	公文書の名称
(1)	平成27年4月21日付け総第04070005号による非開示決定	平成27年3月19日付け和情審第6号和歌山県情報公開審査会会長森口佳樹諮問第125号5頁14行目において「本件請求については事業を営む個人の情報ではなく、特定の個人の情報である。」としているが、異議申立人が特定の個人であると判断した理由が分かる情報。(因みに、異議申立人は消防保安課産業保安班に提出した証拠資料記載の通り事業者である。)
(2)	平成27年4月21日付け総第04070005号による非開示決定	平成27年3月19日付け和情審第6号和歌山県情報公開審査会会長森口佳樹諮問第125号5頁14行目において「本件請求については事業を営む個人の情報ではなく、特定の個人の情報である。」としているが、〇〇〇〇〇〇〇〇が特定の個人であると判断した理由が分かる情報。(因みに、異議申立人は消防保安課産業保安班に提出した証拠資料記載の通り事業者である。)